

京都市告示第435号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年12月26日

京都市長 門川大作

| 路線名 | 供用廃止の区間 | 供用廃止の期日 |
|----------------|-----------------------|---------|
| 山科西野山経 16号線 | 山科区西野山射庭ノ上町265番地の3地先内 | 告示の日 |

(建設局土木管理部道路明示課)